

令和5年3月22日  
総務省

## 「政治的公平」に関する行政文書の正確性に係る精査について

総務省が3月17日に公表した、「放送法における「政治的公平」に関する行政文書の正確性に係る精査について（追加報告）」のうち、引き続き精査を実施するとした事項について、文書に示された関係者に対し、総務省職員が聞き取りを行うなどして判明した結果は以下のとおり。

なお、発言者等の確認を取らないまま作成された文書、伝聞に基づく文書については、十分な事実関係の確認が困難な場合があった。

### 2 高市大臣関連

※以下の役職・肩書は原則当時のもの

→文書整理 No. 21、39、42、43

- ・文書整理 No. 21 について、作成者によれば、
  - 約8年前でもあり、詳細についての記憶は定かではないが、日頃確実な仕事を心がけているので、上司の関与を経てこのような文書が残っているのであれば、同時期に放送法に関する大臣レクは行われたのではないかと認識しているとのことであったが、一方で当該文書に記載された同席者間では、
  - このような資料が残っているのであれば、放送法第4条に規定する「政治的公平」について大臣レクが存在しなかったとは認識しにくいとする者
  - 同時期はNHK予算国会提出前の時期であり、高市大臣に対し放送関係のレクが行われたことはあったかもしれないが、個々のレクの時期や内容までは覚えていないとする者
  - この文書に記載されている内容の大臣レクはなかった、又は、あったとは思わないとする者があり、一致していない。

以上を勘案すると、2月13日に放送関係の大臣レクがあった可

能性が高いと考えられるが、5月12日以前に放送法第4条の解釈に関する大臣レクがあったかについては、関係者間で認識が分かれており、確認はできなかった。

- ・なお、作成者及び同席者のいずれも、この時期に、放送部局から高市大臣に対して、放送法の解釈を変更するという説明を行ったと認識を示す者はいなかった。
- ・また、この文書に記載されている内容については、
  - 発言者等の確認を取らないまま作成されたものであること
  - 約8年前のことであり、作成者及び同席者のいずれも個々の内容までは覚えていないとしていることから、この文書に記載されている内容についての正確性は確認できなかった。
- ・文書整理 No. 39、42、43 について、作成者が不明の文書でもあり、高市大臣から安倍総理又は今井秘書官への電話のいずれについても、その有無について確認できなかった。

#### 【関係者の主な発言は以下のとおり】

##### ①自ら文書（平成27年2月13日の記録等）を作成したことの認識等

<関係者A>文書整理 No. 21

原案を作成した認識はある。

他方、作成したレク記録は通常、上司に確認しており、出来上がったものは、これを踏まえたものになっている。しかし、記録の一つ一つについて、修正の有無や修正箇所の記憶が定かでない。

<関係者B>文書整理 No. 21

個々の記録の修正の有無についてはまでは記憶は定かではないが、それらについては、当時、情報流通行政局の同席者・担当者間で本件に関するやり取りや情報を共有し、確認しながら進めていたと認識している。

<関係者C>文書整理 No. 21

記録について確認を受けることはあったと思う。しっかり作成してもらっていた記憶があり、それほど多くの修正は必要なかった。個々の修正の有無について記憶は定かでない。

## ②レクや電話連絡の有無及びそのテーマ

<関係者A>文書整理 No. 21

放送法4条の解釈という重要な案件を大臣に全く報告していないというのはあり得ないと思う。

具体的な日付については、約8年前でもあり、詳細についての記憶は定かではないが、日頃確実な仕事を心がけているので、上司の関与を経てこのような文書が残っているのであれば、同時期に放送法に関する大臣レクは行われたのではないかと認識している。

<関係者B>文書整理 No. 21、39

このような資料が残っているのであれば、また、本件の大きな流れとして、個々の発言内容は別として、放送法第4条に規定する「政治的公平」について大臣レクが存在しなかったとは認識しにくいのではないかと思う。

磯崎補佐官自身が官邸内を仕切られるご意向だったので、こちらはその前に高市大臣へのご説明とご了解が得られることが大前提であるとの認識で動いていた。

<関係者B>文書整理 No. 42、43

これらの者から連絡があったかどうかは思い出せない。

<関係者C>文書整理 No. 21

作成者と同様の事実認識を有しており、当時の放送法第4条の解釈についての全体の対応は、大きな流れとして、放送法第4条の解釈について大臣レクがなかったとは考えにくいと認識している。

<関係者C>文書整理 No. 39、42、43

個別具体的な記憶はない。

<関係者E>文書整理 No. 21

この時期には、NHK予算など放送に関するレクがあったとしてもおかしくはないが、個々のレクについては覚えていない。

放送法の政治的公平の答弁に関しては、5月12日の委員会前日に大臣の指示を受けて夜遅くまで答弁のやりとりがあったことを覚えており、その前の2月に文書にあるような内容の大臣レクがあったとは思わない。

<関係者F>文書整理 No. 21

NHK予算の時期でもあり、この時期に放送に関するレクが何らかあったとしてもおかしくないが、8年も前のことであり、個々のレクの時期や内容は記憶にない。この2月13日付けの大臣レク文書に記載された内容のレクについても記憶にない。

<関係者F>文書整理 No. 39

記載されたような指示を受けた記憶はない。

<関係者F>文書整理 No. 42

そのような連絡を局長にした記憶はない。

<関係者G>文書整理 No. 43

記載されたような電話をしたとも、していないとも、思い出せない。

<関係者H>文書整理 No. 43

平成27年3月13日の記録として残っている政治的公平に関する国会答弁の件について、当時、高市大臣から電話があったのかどうか記憶が定かではない。

<高市元総務大臣>文書整理 No. 21、39、42、43

まず、総務大臣たる私の権限の範囲の話について磯崎補佐官が動いておられることを知った時点で、補佐官ご本人に直接連絡をとり、意図や内容をお尋ねしていたはず。私と磯崎補佐官が直接連絡をとりあっていないことは本件資料からも明らかである。

平成 27 年 2 月中旬の時期に、NHK 予算やそれに付す大臣意見に関するレクを受けた可能性はありうると思うが、放送法の政治的公平の補充的解釈について、同年 2 月 13 日を含め 5 月 12 日の答弁前夜より前の機会に、担当局からレクや資料を受けたことはない。

本件の内容からみて、仮に、担当局から前もってレクを受け了解していたのだとすれば、5 月 12 日の答弁前夜になって明け方近くまでドタバタすることはあり得ない。時間がない中、自分が納得いくまで、大臣室と担当局との間で前例や理論構成を詰めてもらったのが先日提出したペーパーであり、その上で答弁に臨んだ。

また、本件に関し、私から総理（ないし今井秘書官）に電話したとのメモがあるが、そもそも法解釈に関する内容の話を総理に説明するのに、常識的に考えて、電話一本で済まそうという大臣はいないだろう。条文をお見せしながら、直接ご説明しなくてはならないはずだ。ちなみに、電話で済む案件であれば、大臣室にアポ入れは頼まず自ら直接電話する。

### ③平成 27 年 2 月 13 日のレクにおける個別の発言内容について

<関係者 A> 文書整理 No. 21

個々の発言内容は記憶が定かではないが、上司の関与を経てこのような文書が残っているのであれば、概要として間違っていないと認識している。

<関係者 B> 文書整理 No. 21

個々の発言内容は必ずしも記憶が定かではないが、このような資料が残っているのであれば、当時の情報流通行政局の同席者間での受け止めはこのようなものであったと思っている。

<関係者 C> 文書整理 No. 21

個々の発言内容は記憶が定かではない。

### ④その他（平成 27 年 5 月 12 日の国会答弁について）

<関係者 A>

大臣室からの指示で資料を作ったかもしれないが、はっきりしない。ほぼオールナイトで大臣室とやりとりしていた記憶はある。

<関係者B>

大臣室からの指示で資料を作った記憶はない。

<関係者C>

答弁前夜の大臣室とのやりとりについての記憶はない。

<関係者E>

委員会前日に大臣が答弁案をチェックした際、大臣から指示があり、担当課に資料を作ってもらったこと、担当課とのやり取りが深夜までかかったことを覚えている。大臣が答弁案を了承されたのか、不安に思っていた記憶がある。

<関係者F>

答弁前日に高市大臣の確認が行われ、大臣から答弁に関する論点について原局に整理するよう指示があり、原局から提出された資料を確認した上で答弁されたことは覚えている。

### 3 安倍総理関連

→文書整理 No. 36、37

- ・磯崎補佐官から安倍総理へのレクについては、安倍総理を除く出席者の認識が一致しており、レクはあったと考えられるが、その内容については、正確性の確認はできなかった。

【関係者の主な発言は以下のとおり】

<関係者G>文書整理 No. 36、37

日付ははっきりしないが、磯崎元補佐官の安倍元総理へのレクには、同席させて頂いたのではないかと思う。8年近く前のことなので、レクの詳細な内容は思い出せない。

<関係者H>文書整理 No. 36、37

当時の記憶は極めて曖昧ではあるが、安倍元総理へレクはあったと記憶している。その際には、<関係者G>と同じ趣旨の発言をしたと思う。

<磯崎元補佐官>文書整理 No. 36、37

この問題について総理レクをした事実はあるが、総理執務室での会話等については元総理補佐官の職責上明らかにできない。

- ・また、本件が、総理案件であったかの認識については、
  - 二人の者は、磯崎補佐官が総理に説明する意向であることは認識していた
  - 一人の者は、具体的な記憶がないとのことであった。

**【関係者の主な発言は以下のとおり】**

<関係者A>

上司の関与を経て作成された「磯崎総理補佐官ご説明結果(平成27年1月29日)」の文書が残っているところであり、磯崎補佐官による安倍総理に関する言及を含め、そのようなやりとりが行われたのではないかと認識している。

<関係者B>

資料にあるとおり、磯崎補佐官が当時総理に説明する意向であることは認識していた。

<関係者C>

約8年前のことでもあり、当時、ご指摘の点について知っていたかどうかの具体的な記憶はないが、知っていれば、大臣に報告していたと考えている。

(別表)

精査の対象とした文書を構成するファイルについて

整理 No.	作成者の確認	公表文書の頁番号
01		1~2
02	○	3
03	○	4~5
04	○	6
05		7~8
06	○	9~10
07		11~13
08	○	14
09	○	15~16
10	○	17
11		18~19
12	○	20~21
13		22
14		23
15		24
16	○	25
17	○	26
18		27
19	○	28
20		29
21	○	30
22		31~32
23	○	33
24	○	34
25	○	35
26		36~37
27	○	38
28		39~40
29	○	41
30	○	42
31		43~55
32	○	56~57
33		58
34	○	59
35		60
36		61
37	○	62~63
38		64~65
39		66
40		67
41		68~69
42		70
43		71
44	○	72
45		73
46		74
47		75
48		76~78